

千代田町への移住で

最大

100万円の

補助金がもらえます！



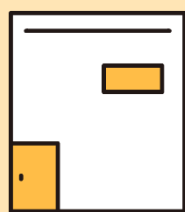
補助金交付の対象となる方

40万円

※中古住宅の購入の場合は 30 万円



転入日から起算して
過去5年間、千代田町に
居住履歴がない方



千代田町内で建築または
購入した新規住宅に
転入※する方



住宅の契約締結日に
満40歳以下の方



10年以上千代田町に
居住する方

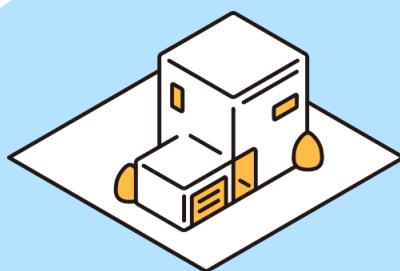
※町内アパートへ転入し、新規住宅へ転居する場合でも OK

追加交付の対象となる方



中学生以下の扶養する子と
同居する場合
(妊娠中でも OK)

20万円



ふれあいタウンちよだとは？
群馬県・千代田町が分譲する住宅団地です。
平均面積 約80坪
分譲価格 493万円～／(坪6万円～)
(地盤改良・下水引込済み)

ふれあいタウンちよだ※の
分譲地を購入した場合

40万円



公式HP

千代田町移住者住宅取得費等補助金について（概要）

補助対象者について

- (1) 平成28年4月1日以降に取得した住宅に転入し、本町の住民基本台帳に登録された者で、かつ、その転入の日から起算して過去5年以内に本町の住民基本台帳に登録されたことのない者。又は、本町内の民間賃貸アパートに転入し、本町の住民基本台帳に初めて登録された者で、町内に取得した住宅に転居した者。
- (2) 平成28年4月1日以降に住宅の新築又は住宅の購入契約を締結した者
- (3) 新築又は購入の契約締結日に満40歳以下の者
- (4) 新築又は購入した住宅に10年を超えて居住しようとする者
- (5) 世帯全員が前住所地の市区町村民税(市区町村民税、固定資産税及び軽自動車税)及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (6) 千代田町暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

補助額について

取得した住宅に転入(転居)した日により補助額が異なります。以下において最初に表示されている額は、令和5年4月1日以降に転入(転居)した方の場合の補助額。()内の額は令和5年3月31日以前に転入(転居)した方の場合の補助額になります。

- (1) 住宅の新築又は新築住宅の購入経費の2分の1以内の額：限度額40万円(30万円)
- (2) 中古住宅の購入経費の2分の1以内の額：限度額30万円(20万円)

加算要件について

- (1) 補助対象者が中学生以下の扶養する子と同居する者の場合：一律20万円(10万円)
- (2) ふれあいタウンちよだ住宅団地の分譲地を購入した場合：一律40万円(20万円)

申請書類について

- (1) 千代田町移住者住宅取得費等補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 本町への転入の日から5年前の住所地が証明できる戸籍の附票の写し
- (4) 取得住宅に係る契約書の写し
- (5) 取得住宅に係る領収書の写し
- (6) 建築確認検査済証の写し
- (7) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (8) 前住所地の市区町村民税の納税証明書
(市区町村民税及び国民健康保険税)
- (9) 取得住宅の案内図
- (10) その他町長が必要と認める書類

千代田町移住者住宅取得費等
補助金については
町公式 HP でも確認いただけます

